

新潟市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 35 号

新潟市斎場条例の一部を改正する条例

新潟市斎場条例（平成 7 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「式場等」を「式場」に改め、「及び新潟市巻斎場」を削る。

第 13 条中「及び新潟市白根斎場」を「、新潟市白根斎場及び新潟市巻斎場」に改める。

別表休憩室の項を削り、同表中備考 5 及び備考 6 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市巻斎場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の新潟市斎場条例の規定の例により行うことができる。